第8回鹿児島地区合併協議会会議結果

日時 平成 15年 10月7日(火)午後2時 場所 かごしま市民福祉プラザ5階大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - ・個別事務事業等に係る調整項目数について説明。

第21-2号議案 町名・字名の取扱いについて (継続協議)

委員から、喜入町の特別委員会で慎重に審議を行った結果、本議案については、全会一致で賛成するとの結論を得た旨の発言あり。

以上のような発言の後、本議案については原案どおり決定。

第42号議案 交通関係事業の取扱いについて (継続協議)

委員から、議案関係資料の項目7「自動車航送料助成」及び項目8「自家用自動車通勤費助成」については、桜島町の特殊事情を考慮し、現行どおり継続するよう強く要望するとともに、廃止する考え方について再度説明してほしい旨の発言あり。

これに対し、専門部会から、当該助成の調整方針案については、幹事会での意見を踏まえ、首長会でも慎重に検討し、方針案を決定したところである。 桜島町の方々が鹿児島市側へ移動される際は、通常フェリーを利用せざるを得ないという交通手段の制約があり、そのことにより経済的負担が生じるということは承知している。しかしながら、5町の役場から市役所までの距離については、桜島町が一番近く、移動時間も他町とさほど変わらない状況であり、交通渋滞もなく、確実に時間が計算できるところである。また、交通サービスの面では、桜島町営バスは1日55本運行され、フェリーも24時間運航されていることから、他町と比べて、交通の利便性はむしろ高い状況にあると考えている。当該助成制度については、交通政策上、桜島町の住民のみに助成することは、同様の地理的環境にある東桜島地区の住民や、本市から桜島へ頻繁に自動車でフェリーを利用され、同じような交通環境にある方々との間で、かえって不公平な行政サービスが生じることになる。また、

当該助成制度の対象を、新市全域に拡大するとなると、財政負担も莫大なものになると考えられる。このようなことから、当該助成制度は廃止することで提案したところである。

しかしながら、当該助成制度は、これまで桜島町の住民生活に関わりが深い制度であったことから、助成制度に代わる利用者負担の軽減策として、フェリー事業者において、料金の割引制度を検討することとしたところであり、今後、事業者と協議していきたいと考えている旨の説明あり。

委員から、両助成制度の廃止は桜島町民の生活の基盤を揺るがす重大な問題であり、他の事務事業と同様に、激変緩和措置として経過措置を設けてほしい旨の発言あり。

これに対し、専門部会から、経過措置を設けたものとしては、住民税や事業所税があるが、これらは合併後直ちに全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くことになると認められる場合に限り、一定の期間、不均一の課税をすることができるものである。当該助成制度については、一定の期間であっても、特定の地域のみに残すことはかえって住民に対して不公平な行政サービスを提供することになるので、経過措置を設けることは不適切ではないかと考えている旨の説明あり。

委員から、両助成制度は桜島町民の生活に密着した制度であり、町の特別委員会や合併懇話会においても論議が交わされている。激変緩和措置等がなされないとするならば、桜島町議会を代表して、本議案には反対する旨の発言あり。

委員から、本議案には賛成であるが、合併により、市域が拡大することに伴い、新市の交通網全体から見た場合、交通弱者への対応並びに事業廃止に伴い、これまでの恩恵を受けられなくなる地域住民への対応については、そのあり方を含め、今後の課題として、合併後においても検討する必要があるのではないかとの意見が出されている旨の発言あり。

委員から、喜入町は南北に長く、最も指宿寄りの地区の場合、市役所まで約33キロあるので、地理的なハンディは喜入町の方があるのではないかと思う。だから、そのような地理的なハンディというものはないと考える。また、一部の地域だけに適用する制度を行うと、不公平になるのではないかと考えている旨の発言あり。

委員から、両助成制度の調整方針案において、割引制度の拡充などの検討は 合併時までに検討することになっているが、検討した結果、熟成しなかった場 合はどうなるのか。廃止が先行するのではないかと危惧するので、今少し調整 方針案に時間をかけるべきであると思う。従って、本議案に反対する旨の発言 あり。

これに対し、会長より、割引制度の拡充などの検討については、桜島町のこれまでの歴史、経過、桜島町民とフェリーとのつながり、そういうものを考えて記載している。お互いの信頼関係の上に立って考えていく必要があり、廃止だけをまずやろうということはあり得ないし、してはいけないと考えている。フェリー事業は、将来、公営企業法の全適を受け、別途事業管理者が決まり、その事業管理者のもとで新たな制度を作っていくので、今ここで、行政の立場から、その制度を作るということは明確に答えられない面がある。当然、この協議会における決定事項はフェリーの事業管理者にもおよぶので、事業管理者は、合併協議会で決定された基本線は守って制度を作っていくべきだと、またそうするであろうと考えている。

また、激変緩和措置を設けてほしいという意見があったが、この割引制度 の拡充は、期間的な激変緩和ではなく、将来にわたって続けられていく制度 であるので、そういう意味では、期間を限った激変緩和措置以上のものであ るというふうに理解している旨の説明あり。

委員から、割引制度については理解しているが、両助成制度を合併時に即廃止ということは想像していなかった。そういう意味から、せめて3年間ぐらいは激変緩和の措置を行ってほしいとの強い要望があり、できることならそのような方向で検討してほしい旨の発言あり。

これに対し、会長から、現行制度を3年間存続する方法と割引制度を拡充し、将来にわたる制度として永続していく方法の2通りの激変緩和措置があるわけであり、原案は後者の方の激変緩和という考え方である旨の説明あり。委員から、本議案については、もう少し時間をいただき、そして新たな結論を見いだすような努力が必要だと思う。特別委員会としても、絶対反対という決議をした経緯もあり、その点もお含みいただき、継続協議の取扱いとしてほしい旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については継続協議とすることを確認。

第43号議案 女性政策事業の取扱いについて (継続協議)

原案のとおり決定。

第44号議案 姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて (継続協議) 原案のとおり決定。

第45号議案 広聴広報関係事業の取扱いについて (継続協議)

原案のとおり決定。

第46号議案 防災・防犯関係事業の取扱いについて (継続協議)

委員から、本議案については賛成であるが、防災行政無線については、今までどおり、防災及び行政事務等の伝達に是非活用してほしい。また、設置目的等を踏まえ更新時に見直しを行うとなっているが、防災行政無線は過去の災害の経験から防災意識の高揚や災害時に大変役立っており、町民に浸透しており、特に郡山町は地形的に河川の支流が多く、また、山間部に住宅が点在している状況もある。見直しにあたっては、積極的な配慮をお願いしたいと思うが、更新時には、どのような見直しを行うものか質問あり。

これに対し、専門部会から、防災行政無線は防災情報を伝達するための手段であり、本来の設置目的を踏まえ、更新時において、災害が発生する危険性の高い河川沿いあるいは急傾斜地等の土砂災害危険区域、あるいはまた桜島地区、石油備蓄基地周辺等を設定する考えであるが、現段階では危険区域等の範囲の具体的な詰めはしていないので、今後、更新時までに地形や集落等の状況を考えて、協議していきたいと考えている旨の説明あり。

委員から、本議案には賛成であるが、5町では集中豪雨等で災害が発生する可能性が高いことから、町内全域に防災行政無線が設置されたので、更新時においても現行どおりで存続できないかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、鹿児島市では、災害情報については、NHKをはじめ民放全局と協定を結び、放送を一時中断したり、あるいは字幕で何回も流すこととしており、ある意味では防災行政無線以上に周知は行われるものと考えている旨の説明あり。

委員から、本議案には賛成であるが、防災行政無線については、災害発生時に的確に活用されるための維持管理の必要があることやコミュニティの手段としても活用されている実情等があることを十分に把握し配慮していくことが大事であるとの意見が出されている。また、本市には道路照明灯、防犯灯及び商店街等が補助を受けて設置する街路灯があることから、防犯灯の問題については、本市の考え方、特に地域と地域のはざまにおける特設防犯灯の設置の考え

方を明確に整理した上で、5町との協議調整の際に十分な説明を行っていくべきであるとの意見が出されている旨の発言あり。

会長から、安全・安心というものは、すべての行政に優先すべきとの認識で これからの市政を進めていかなければならないと考えている旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第47号議案 コミュニティ関係事業の取扱いについて (継続協議)

委員から、喜入町では、33自治公民館長の検討会を開催し、業務としての 公文書等の配布などがなくなり、これからは公民館そのものの活動になるとい うことであれば、原案でよいのではないかという結論に達した旨の発言あり。

委員から、項目 2「行政連絡員制度」及び項目 3「自治組織への運営補助金」については段階的に調整を行い、いずれも廃止するというものである。このことは地域コミュニティや地域生活文化の切り捨てであり、机上で事務的に調整されたものではないかと思わざるを得ない。行政においても今後、住民との協働を進めるにあたって、自治公民館組織は今まで以上に重要性を増してくると思われる。このような自治公民館や行政連絡員に対する補助金制度の廃止は、行政が直接関与しないという意味であり、そのことは間違いなく自治組織の衰退につながってくることが予想される。このことは他の4町にとっても同じ環境にあることで、憂慮しなければならないと考える。歴史もあり、伝統的によい制度は残すべきであり、鹿児島市における都市部とは明らかに状況が違い、何が何でも一体化ということもいかがなものかと考える。以上、町内会、自治公民館の自治組織などの調整方針については反対ではないが、新市になった場合、広い行政区の中でも必要とする地域コミュニティの運営や役割は違ってくることを十分に考慮し、最良の施策を検討するよう要望する旨の発言あり。

委員から、本議案には賛成であるが、5町のコミュニティの仕組みは、合併により本市の制度に統合されることに伴い、例えば、公民館長などの役割や仕事内容などが大きく変わることになるので、5町の方々に対しては、本市のコミュニティ制度や事業の内容を十分に説明され、理解していただくことが大切であるという意見が出されている旨の発言あり。

会長から、5町にはそれぞれ自治公民館制度があり、自主的な活動やコミュニティについては、これまでの歴史を生かしながら、今までどおり行っていただくが、行政とのつながりについてはご理解いただきたい。コミュニティは大切なことであり、具体的には、合併後3年間の間に検討がなされていくものと考えている旨の発言あり。

委員から、自治公民館の運営は、主として町の運営補助金でまかなっている 状況なので、行政からの助成がなくなると組織の運営に支障をきたすのではな かろうかと考えているが、自治組織としての性格上、現在示されている調整案 でやむを得ないと考えている。地域のコミュニティ組織は、組織率が高く、地 域連帯感を育んでいるすばらしい組織であり、停滞することのないよう、さら に充実して、側面より支援する制度を構築していただくよう配慮を要望する旨 の発言あり。

委員から、現行の行政連絡員制度と鹿児島市の制度に移行した場合の経費の 差額はどの程度と試算しているか質問あり。

これに対し、専門部会から、経費の試算は行っていないが、行政連絡員制度の業務内容については、各種文書の配布を含め多岐にわたっており、業務の見直しにあたっては、5町や関係専門部会とも十分協議しながら調整を行っていきたい旨の説明あり。

委員から、現在ある集落単位はそのまま残るので、館長なりその集落なりに 委託をすることはできないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、行政文書の配布委託の方法については、それぞれの施策の中で検討することになる旨の説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第48号議案 住民サービス窓口業務の取扱いについて (継続協議)

原案のとおり決定。

・ 委員から、第45号議案から第48号議案の総括的な意見として、これらの 事業は住民生活に直結するものであり、具体的な調整・実施にあたっては、5 町の住民の方々への説明と5町の職員との十分な協議を行い、理解をいただく 中で対応していくことが大切である旨の発言あり。

第 14-2 号議案 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

委員から、第4回合併協議会で取扱案の作成は確認されており、この場で決定できるものは即決することも大事であるとの発言あり。

委員から、1市5町の議会の代表者で十分に協議された内容を踏まえた議案であり、その協議も公開で行われ、経過・結果等については新聞報道等で1市

5 町の住民の方々にも周知されているので、本日決定する取扱いとしてほしい 旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については本日決定することを確認し、原案どおり決定。

第 15-2 号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 22-2 号議案 慣行(都市宣言)の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第31-2号議案 建設関係事業(公の施設)の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第49号議案 し尿処理事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第 33-2 号議案 一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第50号議案 まちづくり推進組織の取扱いについて

委員から、まちづくり推進組織の設置期間について質問あり。

これに対し、事務局から、両組織の設置については、合併後速やかに設置する。設置期間については、現在のところ定めないが、合併後の速やかな一体化ということも合併の一つの目的として実現していかなければならないので、設置後のまちづくりの進展状況、コミュニティの状況等を見ながら、また、国が検討している地域自治組織を見ながら、19年度中に検討したいと考えている旨の説明あり。

委員から、地域まちづくり会議の構成メンバーについての質問あり。

これに対し、事務局から、地域まちづくりの会議の構成メンバーは、公民館連絡協議会から自治公民館までの代表者、その他に青年団体、婦人団体、衛生自治団体といった各種団体の代表者を想定しているところであり、何よりも地

域をよく知っている地域の代表者の方を想定している旨の説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については継続協議とすることを確認。

第51号議案 電算システム事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第52号議案 使用料及び手数料の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第53号議案 負担金、補助金及び交付金の取扱いについて

委員から、婦人会関係団体運営補助金については、慎重に審議をしていただ きたい旨の発言あり。

これに対し、専門部会から、婦人会関係団体運営補助金については、鹿児島市と吉田町にはないが、この他にも校区婦人会研修、地域婦人会連絡協議会役員研修会あるいは婦人ボランティア活動促進共催事業等の市独自の制度もあり、今後はこれらと整合性を図りながら調整をしていきたいとの説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については継続協議とすることを確認。

第54号議案 農林水産業関係事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第55号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第56号議案 学校教育事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第57号議案 社会教育事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第58号議案 その他事業の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

4 その他

協議項目の取扱いについて

特別職の取扱いについては、首長会において、5町のすべての町長から、編入合併であり当然に5町の特別職は失職することを前提に合併協議を進めており、自分たちの処遇に係わる議案を提出するまでもないという強い意思表示があり、議案として提出しないことが確認された旨の報告を行い、合併協議会において、そのことが確認される。

次回の開催について

事務局から、10月28日(火曜日)午後2時から「かごしま市民福祉プラザ」で開催予定である旨を報告。

5 閉 会